令和５年９月 21 日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

令和５年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省は令和５年10月以降の新型コロナウイルス感染症に関する取扱いの見直し等について公表されました。このうち、高齢者施設等への支援については、添付資料１のとおり、下記のように一部要件や金額等を見直したうえで継続されることとなりました。

① 感染者が発生した場合等のかかり増し経費の補助のうち、新型コロナ感染者への対応に係る業務手当について、１人当たりの補助上限を 4,000 円／日とする。
② 施設内療養の補助について、通常の補助及び追加補助の単価をそれぞれ１人当たり１万円／日から 5,000 円／日に見直す。また、追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設は５人以上から 10 人以上、小規模施設は２人以上から４人以上に見直す。
③ 介護保険施設が医療機関から新型コロナ回復者を受け入れた場合の加算（退所前連携加算：500 単位/日）について、算定可能日数を 30 日から 14 日に見直す。

上記のうち③の介護報酬上の臨時的な取扱いについて、添付資料２のとおり、令和５年 10 月１日以降の取扱いを示す事務連絡が厚生労働省老健局各課より発出されたとのことです。

令和５年 10 月１日以降は、介護保険施設が医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合の退所前連携加算について、入所した日から起算して 14 日を限度として算定することが可能であるとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（添付資料）
１．新型コロナウイルス感染症に関する 10 月以降の見直し等について（抜粋／令5.9.15 厚生労働省公表）
２．新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（令 5.9.15 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）

＜担当＞大阪府医師会地域医療２課（西井・吉田・竹村）
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002　FAX: 06-6765-3737